

『おもろさうし』神女考：詞書きをもつおもろよりみた

嘉手苅, 千鶴子 / カデカル, チズコ

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

267

(終了ページ / End Page)

328

(発行年 / Year)

1988-03-05

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015658>

『おもろさうし』神女考

——詞書きをもつおもろよりみた——

はじめに

一 詞書きをもつおもろ

二 神女と国王

三 神女と男性歌人

四 神女と神

おわりに

嘉手苺 千鶴子

はじめに

総数一五五四首の歌謡を収めた『おもしろさうし』全二二巻は、各巻に表題を備えているが、そのうち四巻までが神女名を冠したものである。巻一の「きこゑ大ぎみがおもしろ首里王府の御さうし」（四一首）、巻二の「きこゑ大ぎみがなしおもしろ御さうし」（六四首）、巻四の「あおりやへさすかさのおもしろ御さうし」（六〇首）、巻六の「首里大君せんきみ君がなしも、とふみあがりきみのつんじのおもしろ御さうし」（五四首）の如くである。これらの巻は、聞得大君・煽りやへ・差笠・首里大君・宣ん君・君加那志・百度踏み揚がり・君の頂と呼ばれる首里王府の高級神女たちに関わるおもしろを主に収めたもので、いわゆる「神女おもしろ」の歌謡巻である。

『おもしろさうし』全二二巻の構成については、仲原善忠氏（『おもしろ新釈』一九五七年¹）によって八種類に分類され、その分類方法が今日も継承されている。(1) 地方おもしろ、(2) ゑさおもしろ、(3) ゑとおもしろ、(4) こねりおもしろ、(5) あすびおもしろ、(6) 名人おもしろ、(7) 神女おもしろ、(8) 公事おもしろ、という分類であり、(7)の神女おもしろの巻として巻一・三・四・六の四巻をあげている。だが、実際は、神女おもしろはこの四巻のみに限られない。神女たちは(1)の地方おもしろにあたる巻にも(2)のゑさおもしろの巻にも登場しており、(6)の名人おもしろの巻と呼んでいる巻八を唯一の例外巻として、他のすべての巻に見出せるのである。そして、こうした首里王府の高級神女だけでなく、地方で活躍した神女たちに関わる

おもろも少なくない。神女おもろは、四巻に収められた総数二一九首の他にも、実質的な数もつとふえることは確かである。

神女おもろについて、池宮正治氏（『おもろさうし』概説 一九八〇年⁽²⁾）は、こねりおもろに分類されている巻九（三五首）とあすびおもろに分類されている巻一二（九四首）の二巻も内容的には神女おもろに含まれるものであることから、おしすすめて巻九と巻一二のおもろを神女おもろの数に加えて説いている。池宮氏によると、神女おもろは（実質的には三四八首（二二パーセント）で、地方おもろに次いで二番目に多いことになる。ということとは神女おもろは、相当な比重をもって『おもろさうし』を特徴づけていることになる」という。巻九のこねりおもろは「舞いの手」注が付いていることで特徴づけられていること、巻一二のあすびおもろは神遊びの事情が何らかわりうるおもろであること、という巻独自の特徴があるとはいえ、内容上からみてやはり神女おもろの四巻と同類であるといつてよい。さらに、神女おもろがまとまって収められている巻として、巻七の前半部分もあげべきであろう。「はひのおもろ御さうし」の表題をもつ巻七（四八首）は、首里とその周辺地方のおもろを収めている巻で地方おもろに分類されている巻であるが、前半（一―二四番）はこれも首里王府の神女に関わるおもろ群であることが指摘できる。⁽³⁾ こうしてみると神女おもろは、『おもろさうし』の中でかなりの比重をもっているのである。『おもろさうし』の形成にきわめて重要な役割をはたしたものであったことが想像されてくる。

神女おもろのまとまった巻以外にも、神女おもろは見出せるし、また、直接神女に関わるものでも神女のうたわれているおもろは数多い。とくに地方おもろの巻やゑとおもろの巻には、地方の神女たちがさまざまな呼び名で登場している。たとえば巻二の「中城・越来」地方のおもろには、よきやのろ・いろめき・あけがなし・おにのきみ・よらせきみ・やりかさ・きみのあぢといった神女が見出せる。これらのたいていの場合、神女たちは人々に呼びかけられ、讃美され、祈られる対象となつてうたわれたものである。おもろにおいても神女たちはすべておなり神であり、祈る人であるとともに、自身が祈られる神なのである。⁽⁴⁾ 神々と人間との世界を往来する不可思議な力をもつものである。おもろには、オボツ・カグラという天上世界に座す神、ニライ・カナイという海の彼方の理想郷に座す神、杜^もや嶽^{たけ}や城^{くすく}という聖域に座す神、岬に座す神などさまざまな神々がこれも多様な呼び名で登場しているが、神女たちはしばしば神々の姿と重なつてうたわれている。神女はまさしく崇められるべき存在なのである。

したがって、神女たちは、あるときは神が依り憑いたところの神のことばをうたい、またあるときは神にたいする人間の祈願のことばをうたいあげる。さらにまた、神女以外の人々——国王や臣下や村人たち等々——から崇められてうたわれているのである。つまり、神女に関わるおもろというのは、神女自らがうたつたものもあれば、神女以外の人々によつてうたわれたものがあることになる。

ところが、誰がうたつたおもろであるのか、というおもろ歌唱者についての具体的なことは明らか

でないことが多い。神女おもしろの場合に限らず、本稿でとりあげる限定されたわずかな例——すなわち詞書きをもつおもしろ——を除いては、おもしろの歌唱者または制作者が具体的に誰であったのかは明確でない。おもしろにはほとんど作者名が記されていないのである。ただし、名人おもしろと呼ばれる巻八と公事おもしろと呼ばれる巻二二の、この二巻は歌唱者がほぼ明らかにされつつある。「おもしろねやがりあかいんこがおもしろ御さうし」の表題をもつ巻八は、おもしろ歌人（歌唱者）をうたった巻と解した伊波普猷氏の見解以来現在まで新たな諸説が展開されてきたが（玉城政美氏「名人おもしろをめぐって」一九七八年⁵⁾、おもしろねやがりとあかいんこという専門的なおもしろ歌唱者がうたったものとみてよからう。後述するように、冒頭に自らを名告ったうえで対象や事柄を言ほぐ（讚美する）あるいは祈願するパターンは、神女おもしろに共通するものである。他方、巻二二の「みおやだいろおもしろ御さうし」は、首里王府の儀礼におもしろ主取以下の男性歌唱者たちによってうたわれたことが知られている。最近になって、この公事おもしろの管理者であるおもしろ主取について、その職能や継承者の家系などが明らかにされている（池宮正治氏「宜野湾とおもしろ・おもしろ主取」一九八七年⁶⁾）。

おもしろ歌唱者には、歌詞の冒頭に名告りをあげた名人の歌唱者がいたし、首里王府おかの職掌化したおもしろ主取たちがいたのである。とはいえ、おもしろ制作者の問題になると、いまだ明確ではない。『おもしろさうし』の中には名告りをあげているおもしろ三〇人の歌唱者名がみえており、これらの歌唱者が制作者（歌人）であったことは十分考えられる。しかし、歌唱者たちの具体的な経歴になる

とほとんどがよくわからない。歌詞の中で自らを「おゑつき（お祝付き、一説に頂上・最高の意の尊称）」あるいは「くちまさしや（口正しさ、言葉正しいの意）」などと形容しているだけである。他方、卷二二の公事おもろを管理した主取たちの場合、卷二二のおもろが他卷から王府儀礼に必要なものを抜粋したものであることから、この王府おかかえの男性歌唱者たちはおもろの保持者ではあっても新たなおもろの制作者であつたのかどうかは不明である。

おもろの制作者や歌唱者について具体的に明記した記録は、他にまったく見出せないであろうか。さきにふれたようにわずかな例ではあるが、『おもろさうし』の中にみえる詞書きの記述が知られており、全体で一七の詞書きとその詞書きのかかるおもろとがたいへん貴重な手がかりになる。おもろ詞書きは、一七一〇年の『おもろさうし』書き改め（再編）の時に成った二部の本——尚家本（現在沖縄県立博物館蔵）と安仁屋本（今次大戦で消失したが流れをくむ数本が残っている）系統の諸本——に記述がみられ、もともとから備わっていたことがわかる。おもろのうたわれた場（儀礼）について前書きしたもので、日付と歌唱者あるいは制作者の名などを添えている簡単な記述である。一七の詞書きはすべてが首里王府の儀礼に関する内容なので、中にはのちに王府の官人らの手に成った歴史書や旧記・由来記などの記事に対応する記述が見出せるものもある。おもろのうたわれた場面が、歴史的事実に重なって、より具体的となっている。

おもろ詞書きによって、そのおもろの制作された時期や携わった具体的な人物や機能した場を知り

うるのであるが、とくに注目される三つのことがある。第一に、歌詞に反映されているおもろ歌唱者の、表現立場の問題である。詞書きの示す歌唱者（あるいは制作者）には国王や臣下たちや神女たちがみえており、詞書きどおり素直にそのおもろの表現主体者としてとらえるとき、それぞれの立場の関係がおもろのことばづかいにきわめて明瞭に表われていることが指摘できる。さきに、神女はおなり神であり、崇められるべき存在であった、と述べた。首里王府の聞得大君以下の高級神女たちは国王のおなり神であり、国王や臣下によって崇められている。しかし、神女たちの立場はあくまでも国王に仕えるものであつて、国王に対立したり、国王を超えることはない。国王の絶対的な優位性が、おもろの歌詞にしっかりと表出されたものであることが、あらためて確認されてくる。

第二に、詞書きをもつおもろの中には首里王府の役人たちが制作者となつているものが一首だけ明記されているが、そのおもろに類似した表現に留意することによって、同じく王府役人たちの作とみられるおもろが他にも指摘できることである。神女おもろに対して、王府役人たち（男性歌人）の手に成つたおもろについて把握することができるといえる。

第三に、君手摩りの百果報事という王府儀礼と神女おもろについて注目される。おもろ詞書きは一七例のうち一五例までが君手摩りの百果報事に関わるものである。これらは、巻四、六、一二の神女おもろの巻に収められているが、重複があるのでそれを整理すると、巻一二のものがまとまったあり方を呈している。あとで詳述するように、巻一二の末尾部の一四首はすべて君手摩りの百果報事関係

のおもろと考えられるものである。まとまりをもったこの神女おもろ群に留意すると、不明なことの多い君手摩りの百果報事において、神女たちがどのように関与していたかがうかがえる。後述のように国王のために王府の高級神女たちがこぞって参列した君手摩りの百果報事については、『おもろさうし』以外の文献には若干の関連記事があるだけで詳細は不明であるが、おもろ詞書きの具体的な記録が貴重な手がかりとなっている。倉塚曄子氏は「聞得大君論」(『巫女の文化』所収一九七九年)の中でこの儀礼について(主だった王族神女が、王の統治の安泰・永遠を約束するオモロを次々とうたう大がかりな儀礼であったという以上のことはわからない)と述べており、(聞得大君、アオリヤエ、サスカサ、首里大君、宣ん君(久米島神女)が、次々にオモロを奉った)ことをつとに指摘しているが、聞得大君以下五人の高級神女のおもろが連なって収録されているのは偶然のことであろうか。しかも、時期をみると、例外はあるもののほとんど一〇月に集中して行なわれているのはどうしてか。そして、これらのおもろの内容にどのような特徴があるか。

君手摩りの百果報事に関わる神女おもろのあり方は、詞書きのない他の神女おもろのうたわれた場を彷彿させてくる。首里王府において、ことばを尽くしてうたいあげる神女たちと男性歌人たちの活躍した、おもろ時代が確かに存在していたのである。

一 詞書きをもつおもろ

『おもろさうし』の中には、全体で一七例のおもろ詞書き（前書き）がある。すなわち、巻四に三例（おもろの巻番号で五八、五九、六〇番の前につく。以下、おもろ番号は巻番号を用いる⁽⁷⁾）、巻六に三例（五、六、七番の前につく）、巻一二に九例（四三、四四、八一、八二、八四、八六、八八、八九、九二番の前につく）、および巻一三に二例（一七、一八番につく）となっている。全一二巻のうち巻四、六、一一、一三という特定の巻に偏って表われていることになる。そしてこれらの詞書きは、以下に説くように大きく三種に分けてみることができる。まずこのうちの巻四、六、一一は前述したようにいずれも神女おもろの巻であり、しかもこの場合の詞書きはすべて「君手摩りの百果報事」という首里王府の儀礼に関わるものであることが注目される。これらは、次にみるように、君手摩りの百果報関係のおもろ詞書きとしてまとめることができる。詞書きの全文をまず列記する（詞書きの引用は日本思想大系『おもろさうし』に拠る⁽⁸⁾）。ただし、冒頭文の右肩に小字で記す「首里天尚寧王加那志御代」等は、尚家本にない記載でかつ誤りもある注記なので、ここではすべて省略した。「後世の書き入れであろう」といわれる⁽⁹⁾。なお、以下の引用も大系本による。また、各引用の末尾にそえた括弧内の記事は、重複関係等を筆者が加えたものである。）

1万曆三拾五年未^{ひつ}の年拾月十日己^{つちのと}の巳^みの日、君手摩^{きみてづ}りの百果報^{もがほうこ}事^じの時に、首里大君^{しより}の御前^{きみ}より

- 給申（巻四の五八。ただし、このおもろは巻六の五、巻二二の九三、巻二〇の四八と重複する）。
- 2万曆十五年亥の年十月十八日癸の酉の日、宣の君の御前の憑かり変わり召されし時に給申（巻四の五九。ただし、このおもろは巻六の六、一二の八八、二〇の四九と重複する）。
- 3万曆卅五年未の年十月十日己の巳の日に、宣の君の御前より給申（巻四の六〇。ただし、このおもろは巻六の七、一二の九四、二〇の五〇と重複する）。
- 4万曆三十五年未の年十月十日己の巳の日に、君手摩りの百果報事の時に、首里大君の御前より給候（巻六の五。ただし、このおもろは巻四の五九、一二の九三、二〇の四八と重複する）。
- 5万曆十五年亥の年十月十八日癸の酉の日に、宣の君の御前の憑かり変わり召され候時に給候（巻六の六。ただしこのおもろは巻四の五九、一二の八八、二〇の四九と重複する）。
- 6万曆三十五年未の年十月十日己の巳の日に、宣の君の御前より給申候（巻六の七。ただし、このおもろは巻四の六一、一二の九四、二〇の五〇と重複する）。
- 7嘉靖廿四年乙巳の年、君手摩りの百果報事の時に、八月十九日己の酉日寅の時に、聞得大君の御前より給申候（巻二二の四三）。
- 8嘉靖廿四年乙巳の年、君手摩りの百果報事の時に、八月廿五日乙卯の日午の時に、聞得大君の御前より給わり申候（巻二二の四四。ただし、このおもろは、巻二二の一〇、二三と重複する）。
- 9嘉靖廿八年己酉の年、君手摩りの百果報事の時に、十月廿一日丁巳の日に、聞得大君のみ御前

より給申候（卷二二の八一。ただし、このおもろは卷二二の一六と重複する）。

10 嘉靖廿八年^{己酉}の年、君手摩りの百果報事の時に、十月十三日^{己酉}の酉の日の午の時に、君加那志^しのみ御前^{まへ}より給申候（卷二二の八二。なお、この詞書きは八三にもかかるものとみてよい。八三は同じく君加那志のおもろで、かつ『中山世鑑』卷五にも八二のおもろと詞書きとともにみえる。八三のおもろは、卷六の四四と重複する）。

11 万曆六年^{戊寅}君手摩りの百果報事の時に、十月十五日^{癸巳}の巳の日に、聞得大君^{きこへ}のみ御前^{まへ}、煽り^{あお}やへのみ御前^{まへ}より給申候（卷二二の八四。なお、この詞書きはつづく八五にもかかるものである。詞書き文中の示す聞得大君のおもろが八四、煽りやへのおもろが八五となっている。八五のおもろは、卷二二の一一と重複する）。

12 万曆六年^{戊寅}の年、君手摩り百果報事の時に、十月十九日^{丁酉}の酉の日に、差笠のみ御前^{まへ}、首里大君^{しより}の御前^{まへ}より給申候（卷二二の八六。なお、この詞書きはつづく八七にもかかるものである。詞書き文中の示す差笠のおもろが八六、首里大君のおもろが八七となっている）。

13 万曆十五年^{丁亥}の年、君手摩りの百果報事の時に、十月十八日^{癸酉}の酉の日の申が時、宣ん君^せのみ御前^{まへ}より給申候（卷二二の八八。ただし、このおもろは、卷四の五九、六の六、二〇の四九と重複する）。

14 万曆三十五年^{丁未}の年、君手摩りの百果報事の時に、十月十日^{己巳}の巳の日の丑の時に、聞得大

君のみ御前まへより給申候（卷一二の八九。なお、この詞書きはつづく九〇にもかかるものであろう。九〇にみえる大君は聞得大君のことと考えられる。また、九一は煽りやへのおもろであるが、これも同じ時のものとみてよからう。詳細は後述。卷一二の八九は卷三の六三と、九〇はつづく卷三の六四と重複する）。

15万曆三十五年丁未の年、君手摩りの百果報事の時に、十月十五日みづのと癸の酉の日の丑の時に、差笠のみ御前まへ、首里大君のみ御前まへ、宣ん君のみ御前まへより給申候（卷一二の九二。なお、この詞書きはつづく九三、九四にもかかるものである。詞書き文中の示す差笠のおもろが九二、首里大君のおもろが九三、宣ん君のおもろが九四となっている。九二は卷四の五三と、九三は卷四の五八、卷六の五、卷二〇の四八のそれぞれと、九四は卷四の六〇、六の七、二〇の五〇のそれぞれと重複する）。

以上の一五例の詞書きは君手摩りの百果報事に関わるものとして一括することができる。列記してみると詞書きの記述態度に若干の差異があることに気づく。たとえば卷四の五九、六〇、卷六の六、七につく詞書き（前記2・3・5・6の例）には儀礼の名を記していない。が、これらは重複するおもろにあたる卷一二の八八、九四のもつ詞書き（13・15の例）によって、君手摩りの百果報事に関わるものであることがわかる。したがって、卷四、六、一二に見える詞書きをもつおもろは、すべて君手摩りの百果報事に関わるものといえるのである。

たとえばまた、巻四と巻六とにみえる詞書きの例はすべてが一首のおもろにかかるものとなっているが、巻一二の中には例10（巻一二の八二、八三にかかる）、例11（巻一二の八四、八五にかかる）、例12（巻一二の八六、八七にかかる）、例14（巻一二の八九、九〇、九一にかかるとみられる）、例15（巻一二の九二、九三、九四にかかる）のように、二首以上に及ぶものがある。これらは同じ年月日（時刻）のおもろが一つの詞書きにまとめられたあり方で、巻一二のこうした詞書きによって、同日（同時刻）におもろが二首以上うたわれたことがわかる。

さらにまた、重複するおもろのもつの詞書きの記述内容は、いくつかの例に不一致がみられるのが指摘できる。巻四の五八と巻六の五と巻一二の九三とは重複するおもろであるが、それらの詞書き（例1・4・15）は、巻四の五八と巻六の五では「十月十日」、巻一二の九三は「十月十五日」としており必ずしも一致しない。同様に、巻四の六〇（例3）と巻六の七（例6）も「十月十日」、これらと重複する巻一二の九四（例15）は「十月十五日」となっている。記述のとおりであったとすると、まったく同じおもろが日をあらためて再度うたわれたことになり、おもろが一回きりのものではなく、かつたことを語る。あるいは、どちらか一方の誤記であったとすると、巻四、六は誤りでおそらくは巻一二の方が正確な記述であったにちがいない。巻一二には例14の詞書きを備えた「十月十日」の日付をもつ他のおもろが記されているからである。それに巻一二においては、君手摩りの百果報事関係のおもろは一例の特別な例を除いてほぼ年月日順に収められているからである。だが、ここでは詞書

きの記述内容に不一致があることを指摘するにとどまりたい。

重複するおもしろのもつ詞書きの記述内容において、みのがせない差異がもうひとつある。巻四の三例と巻六の三例とはそれぞれ重複しており、若干の表記や用語のちがいはあるものの、両巻の詞書きはほぼ同一といつてよい。両巻における重複関係は、巻四の末尾部分七首（五四〜六〇番）と巻六の冒頭部分七首（一〜七番）とがそっくり重なっていること、その七首は巻の性格上巻四の位置にあるのは不自然だが巻六の位置は表題にかなっていることから、巻六の方が本来で巻四の方は混入であったとみられる。総数一五五四首（安仁屋本系）のおもしろは、重複を除いた実数が一二四九首といわれ、重複おもしろの多くは錯簡混入といった書誌的なものであることが説かれている（池宮正治氏掲「『おもしろさうし』概説¹⁰」）。巻四と巻六とにみえる三例間の重複はこの混入であろう。ところが、これらの巻四と巻六とに重複する巻一二のおもしろとの関係は単なる混入ではない。詞書きの記述内容に差異のあることはさきにいくつか示した。巻四、六のものと巻一二のものとは、巻四、六の方に儀礼の名が省かれていることや時刻が記されていない点では、巻一二の方が詳しい。ただ、巻四、六の方にのみ記されているみのがせない記述が巻四の五九（例2）と巻六の六（例5）にある。重複する巻一二の八八（例13）には「宣ん君のみ御前より給申候」と記すのが、巻四の五九に「宣の君の御前の憑かり変わり召されし時に給申」、巻六の六に「宣ん君の御前の憑かり変わり召され候時に給候」と詳しくなっていることだ。巻四、六の記述はより具体的な表現といえよう。とはいえ、巻四、六の

方にみえる君手摩りの百果報事関係のおもろを含み、主に巻末部分にまとめて収録している巻一二の君手摩りの百果報事関係のおもろ群のあり方は、さまざまな角度から検討されるべきであろう。本稿では節をあらためてとりあげる。

次に、巻一三にみえる二例のおもろ詞書きについてみると、これも首里王府の儀礼に関わるものである点では、さきの神女おもろの巻にみえた君手摩りの百果報事関係のものと共通性がある。だが、儀礼の具体的な場はそれぞれ異とするもので、巻一三の一七は海外貿易船の派遣（命名式⁽¹¹⁾）、巻一三の一八は屋良座杜の野祓い（落成式⁽¹²⁾）に関わるものである。詞書きの全文をまず記す（前掲書『おもろさうし』に拠る）。

16 正徳十二年十一月廿五日丁^{ひのと}の酉^{とり}の日に、せぢ新富^{あらとみ}、真南蛮^{まなばん}に御使^{つか}い召^めされし時に、おぎやか思^もい天^{てん}の御^みみ手^てづから召^めされ候^{あはれ}ゑと（巻一三の一七）。

17 嘉靖三十二年五月四日己^{つちのと}の酉^{とり}、屋良座杜^{やらざもり}の野祓^{まうはら}いの時に、君真物^{きみま}のみ御前^{まへ}より拝^{おが}み申^まみせ、る、天^{つぎ}統^{あん}の按^{あん}司^じ添^{おそ}い加^が那^{なし}志^し、天^{てん}の御^みみ事^{こと}に、ゑと作^{つく}り申^ま候^{あはれ}

屋富祖^{やふそ}の大親^{やくもい}雲上^{うんじやう}

越来^{こゑく}の大親^{やくもい}雲上^{うんじやう}

国場^{こくば}の大親^{やくもい}雲上^{うんじやう}

国吉^{こくよし}の大親^{やくもい}雲上^{うんじやう}（巻一三の一八）。

卷一三は『船ゑとのおもろ御さうし』の表題をもっており、卷一〇とともに、ゑとおもろの巻に分類されている。〈日本文学における海上文学の貧困さは、ゑとおもろで補足出来る程度、質量ともに豊富である〉(仲原善忠氏『おもろ新釈』一九四七年五月刊)と説かれ、(卷一〇は漕行、卷一三が帆走の歌を集めた)(同上)と解されている。造船、航海、貿易に関わるおもろが主で、その他に国土創造のおもろや人物・土地・鼓などを讃美したおもろを収める。卷一三の方は総数二二六首(重複を除くと二一五首)を収めた巻で、全二二巻のうちで収録歌数をもっとも多い。重複おもろの中には卷一二に収められているものが八首あり、首里王府の儀礼にうたわれたおもろを含んでいることがわかる。

卷一三の一七の詞書き(例16)は国王尚真が自らうたったおもろであることを示し、卷一三の一八の詞書き(例17)は国王尚清の命によって臣下の役人たちが神託みせせるをおもろに改作したことを示している。それぞれは一首だけにかかる詞書きであるが、不思議なことに沖縄で最古の言葉辞書『混効験集』(一七二一年)において、これらの詞書きが「正徳船ゑとおもろ御双紙」「嘉靖三十二年やらさもりまうはらいの時きみま物のみ御前みせ、る御双紙」のように双紙名として記されている。このような双紙名が存在したとすると、この時のおもろは他にも数多く存したことになる。『混効験集』における『おもろさうし』の卷一三に関する引用のあり方は、現存する卷一三の原資料のあり方を示唆しているようだが詳細は不明である。⁽¹³⁾

卷一三にみえるこうした二つの貴重な詞書きは、その内容がともに歴史的事実と密着したものであることが注目される。まず、卷一三の一七の方は、「正徳一二（一五一七）年一月二五日」に「勢治荒富（船名）^{ちあらとみ}」が「直南蛮（タイ国）^{まなばん}」に派遣されたことに関わるおもしろであるが、「歴代宝案」の正徳一二年九月一五日付の文書や「田名文書」の嘉靖二〇年（一五四一）八月一〇日付の辞令書の記述が指摘されており（注11参照）、この当時に勢治荒富という船が真南蛮（タイ国）に派遣されていたことがうかがえる。本稿では、詞書きに明記する「おぎやか思^もい天の御み手^てづから召^めされ候^ゑと」という記述を手がかりにして、国王と神女との関係について考えてみた。次節でとりあげる。

次に、卷一三の一八について詞書きとそのおもしろに対応する記述が、『中山世鑑』卷五にみえることが知られている。彌良坐森城（屋良座杜城）の築造に関する記事で、嘉靖三〇（一五五二）年三月五日に海神新ガカリが出現し、その年一〇月二日より石普請が始まり、同三二年四月二八日にその功が終ったこと、および同三三年六月吉日の日付をもつ「やらざもりにたち申ひのもん」が記されている。とくに碑文の文中には、嘉靖三二（一五五三）年五月四日に聞得大君たち神女が天降りして野祓の儀礼を行なった記事があり、その時のみせせるが記されている。そのみせせると卷一三の一八のおもしろと比較される。詞書きによると、みせせるを国王の命でゑと（おもしろ）に改作したもので、臣下の役人たち、すなわち男性歌人たちの手によっておもしろが制作されていたことがうかがえるものである。君真物の神の依り憑いた神女聞得大君の唱えたという神託みせせるは、男性歌人たちの手を

経ておもろに改作されることでどのように変わったのであろうか。神女（神）と臣下（人）という歌唱者の立場の相異は、表現面に反映しているのではないか。この場合、男性歌人たちの手になったことを示す顕著な表現が抽出できるとすれば、彼らが制作したおもろを他にも指摘できるにちがいない。みせせるからおもろへと、おもろ制作の過程を知らせる巻一三の一八の詞書きとおもろは、神女おもろと男性歌人おもろとのあり方を知る貴重な手がかりとなるであろう。

以上、『おもろさうし』にみえる一七例のおもろ詞書きについて、君手摩りの百果報事に関わるもの、海外貿易船の命名式に関わるもの、野良坐杜城の落成式に関わるものという大きく三種に分けてとりあげられることを指摘した。しかも、君手摩りの百果報事に関わるおもろは巻一二に圧倒的に集中しており、その一六首のうち一四首までが巻末にまとまっていることを示した。以下、詞書きをもつおもろを手がかりに『おもろさうし』における神女を中心に神女おもろと男性歌人おもろについてみていきたい。

二 神女と国王

詞書きをもつおもろでもっとも古い日付をもつ巻二三の一七は、その詞書きによると、正徳一二（一五一七）年一月二五日に勢治荒富（船名）が真南蛮（シヤム。現在のタイ国）に派遣された時に、おぎやか思い（尚真王）が自らうたったと（おもろ）である。その本文と訳をあげる（注11の

池宮氏「真南蛮へ」を参照。

〔本文〕

しよりゑとのふし

一 大きみはたかべて

せぢあらとみおしうけて

大きみに

おゑちへこうてはりやせ

又 せだかこはたかべて

又 あぢおそいぎやおさうぜや

むかうかたしなて

又 おぎやかもいが御さうぜや

むかうかたしなて

又 あぢおそいぎやおやおうね

おしうけかずまぶりよは

又 げらへせぢあらとみ

くりうけかずまぶりよは

又 ぶれしまのかみぐ

あよそろてまぶりよは

又 きみはへはたかべて

せぢあらとみおしうけて

又 のろくはたかべて

〔訳〕

一 大君（神女）を崇めて

勢治荒富（船）押し浮けて

大君に

追手風乞うて走らせよ

又 せぢ高き人（神女）を崇めて

又 按司襲い（王）の御叡慮は

向う方に適合して

又 オギヤカモイ（王）のお考えは

向う方に調和して

又 王さまの御船

おし浮ける毎に守り給え

又 すばらしき勢治荒富

くり浮ける毎に守り給え

又 群れ島の神々

心揃えて守り給え

又 君南風（神女）を崇めて

勢治荒富を押し浮けて

又 祝女（神女）を崇めて

おもろの内容は、派遣船である勢治荒富の出帆を前にして航海安全を予祝祈願したものである。聞得大君をはじめ島々の神女たちに及んで崇め、尚真王自らの考えは船の行方に適合し、ゆえに順風を乞うて走らせよ、船を守り給え、というのである。船名勢治荒富は力強いセデ（靈力）に満ちた船の意である。

オギヤカモイは、輝けるお方の意で、『おもろさうし』ではふつう尚真王の尊称として用いられている。歴代の国王の多くはこうした尊称が伝えられており、『中山世譜』にはこれを神号と称して尚豊王（一六二一—一六四〇年在位）の時代まで記録がある。尊称（神号）の命名は、『中山世鑑』の記述によると、国王即位の翌月頃に神の出現で行なわれたようである。巻四の尚円王条、巻五の尚清

王条の二つの記事が参考になる。尚円王（一四七〇—一四七六年在位）は即位の翌月五月に「守護の神」の出現で「金丸アンヂヲスエ末統ノ王ニセイ」と名付けられたこと、⁽¹⁴⁾尚清王（一五二七—一五五五年在位）は即位の翌月一月に「天神アフキラノカミ」の天降りで「天継アンヂヲスエ末統ノ王ニセイ」と命名されたこと⁽¹⁵⁾である。この二つの記事の国王は、尚円王が尚真王の父にあたり、尚清王が尚真王のあとを継いだ息子にあたる。尚真王を中心とした前後の国王の時代にこうした記事が採られているのは、神女と国王との結束の深まった時代を反映したものである。尚真王の時代は、第一尚氏王統時代（一四〇六—一四六九）に顕著となった中央・地方の神女の組織化が確立した時代と説かれている。⁽¹⁶⁾（宮城栄昌氏『沖縄のノロの研究』一九八二年）。

命名のために天降り出現した神とは、実際には神の依り憑いた神女の姿であったことは想像される。尚円、尚真王という父子に始まる第二尚氏王統時代における王府神女の活躍は、組織も整い国王の関与する諸儀礼の場においていっそう華々しかったようである。王府の最高神女である聞得大君は、その初代の任命が尚円王の王女である月清（音智殿茂金^{おとちのものがね}）とする記事（『女官御双紙』『王代記』）があり、史料上それ以前に実在した聞得大君を求めえない現在、その出現は第二尚氏王統時代だといわざるをえないという（宮城栄昌氏前掲書）。初代聞得大君は尚真王の妹にあたり、その生没年は未詳であるが、卷一三の一七のおもろにうたわれている「大君・精高子」はこの月清であったと考えられる。この年、尚真王の即位四一年にあたり、月清の年令は、兄王の出生年次（一四六五年）からみて五〇

歳前後であった。初代の聞得大君であったとはいえ、王府の神女三十三君の最上位に立って、この頃はすでに堂々たる風格の最高神女ぶりを發揮していたにちがいない。

宗教的権力をもつ聞得大君と政治的権力をもつ尚真王——この両者の位置関係が注目される。聞得大君について、中山盛茂編『琉球史辞典』（一九六九年）には、古くは（聞得大君は国王のヲナリ神として王妃の上位に位し、ヲナリ神の靈力を以て国王の安泰と国家の隆昌とを宗教的に保証していた）と説き、その神職として（大君は国家泰平、海路安全、五穀豊熟、稲麦の穂祭、旱魃の祈願等を行つた）と記す。宮城栄昌氏（前掲書）もまた、（「おもろ」からみた聞得大君の機能として、国王に世を守護し支配する靈力を捧げ、あるいは世果報や長寿や戦^{いくさ}靈力をみおやすことが最重要なものとして点からみて、この神女が絶大なる政治的権力と結合していたことが推測され、その権力保持者こそ尚真王であったことを容易に想起せしめるに足るのである）と述べる。宗教的靈力をもつ聞得大君は、政治的権力をもつ国王のおなり神の機能をもっていたことが把握されている。聞得大君は宗教面、国王は政治面を掌っていたにちがいない。しかし、祭政一致の支配体制を敷いたとはいえ、（支配者の手によって神女組織の確立がはかられるのは、組織を挙げて宗教の政治に対する従属化を目的としたものであった）（宮城氏前掲書）ことをみのがしてはならない。

この点について、すでに仲原善忠氏の『おもろ新釈』の解説に、（聞得大君を初め、地方のろに至るまで任命は王である）という指摘や（神歌及び史実を見れば、政治及びその担当たる男性が常に優

位し、いわゆる祭政一致という事実は、この時代にも、後にも見えない」という見解がある。聞得大君の任命権をもつ国王は実際には聞得大君に優位していたらしい。

国王の優位性はおもろの詞句にも歴然と示されているのではなからうか。卷一三の一七もその一首である。まず、尚真王自らのことが、「按司襲いぎや御想ぜ」「おぎやか思いが御想ぜ」「按司襲いぎや親御船」のように、すべて敬意をこめた表現となっている。加えて、手がかりになるのが「大君は崇べて・精高子は崇べて」とある詞句だ。「大君（対語精高子）」はここでは聞得大君のことで、「は」は格助詞で「…を」の意、「崇べて」は崇めて・尊んで・敬って・あるいはもう少し進んで、祈る気持に近いものがあるろう、という。「崇べ」の語は、おもろに用例が多く、他にも（神への願意をのべたてた詞章に、沖縄本島でウタカビ、宮古にタービ、奄美にターブエがある）⁽¹⁷⁾ことが知られているが、国語辞典や古語辞典にみえない。古語の「あがむ（崇む。尊び敬う意）」に近い。

「崇べ」の語は「崇べて」の形で四六首のおもろにうたわれている。何を崇べるのか、その対象についてみると、大君・君々・親のろ・国守・押笠・こゑしの等の神女か、あるいは神々・おなり神・てるかは（てるしの）・東方（太陽が穴）・天の太陽等の神または神にゆかりのあることがらとなっている。神女や神を尊び祈ることをうたったこの詞句は卷一三（二九首）と卷五（一一首）に集中しており、神女おもろの巻には意外に少ない（二首だけ）。しかも、卷五の一一首において顕著であるが、とくに聞得大君を崇めることをうたったおもろには、必ず国王が登場している。聞得大君は国王

のおなり神であり、国王の意志をうけて神女としての靈力を發揮したことがわかる。聞得大君を崇めることによつて国王の権力が確かなものとなるのである。

卷一三の一七の場合、聞得大君をはじめ島々の神女を崇めることをうたい、王船勢治荒富の守護と航海安全を予祝祈願した内容である。神女の靈力を要請する国王のことが、「按司襲いぎや御想ぜや向かう方撓て・おぎやか思いが御想ぜや向かう方撓て」という詞句にしつかりとこめられている。「御想ぜ」はお考え、御叡慮の意。原注に「御了簡也」「思慮の事也」とある。国王（尚真王）のお考えは王船の行方に調和して、とうたうのは、神女を崇める行為の背後には、その行為をうながす国王が存在していたことを示す。このことは、次節にとりあげる国王の命で神託をおもろに作りかえたという、臣下たちの立場で制作された卷一三の一八にも表われている。

三 神女と男性歌人

卷一三の一八のおもろは、その詞書きによると、嘉靖三二（一五五三）年五月四日屋良座杜の野祓の時に君真物の御前から拝受したみせせる（神託）を、天継ぎの按司襲い天（尚清王）の詔によつて、ゑと（おもろ）に作ったものであることがわかる。制作者は、屋富祖の大親雲上、越来の大親雲上、国場の大親雲上、国吉の大親雲上の四人で、王府の役人たちであった。神女に対して、男性のおもろ作者という点から男性歌人と称しておく。まず、おもろの本文と訳文を次にあげる（仲原氏前掲

『おもろ新釈』参照。

〔本文〕

しよりゑとのふし

一 天つぎの御さうぜ

大きみはたかべて

やらざもり

いしらごはおりあげて

ともすゝへ

せいいくさよせるまじ

又 わうにせの御このみ

せだかこはのだてゝ

やへざもり

ましらごはつみあげて

ともゝすへ

又 きこゑ天つぎの

世のさうぜめしよわちへ

おくのみよう

いしらはおりあげて

とも、すへ

又 　とよむわうにせの

世のさうぜめしよわちへ

おくのうみの

ましらはつみあげて

とも、すへ

又 　きこへ大きみぎや

やらざもりちよわちへ

だしきやくぎさしよわちへ

とも、すゑ

又 　とよむせだかこが

やへざもりちよわちへ

あざかがねとゞめば

とも、すへ

〔訳文〕

一 テニツギ(王)の御叡慮で

大君(神女)を崇めて

屋良座杜の

石らご(石垣)をおり上げて(石墨築けり)

十百年(千年)末まで

精軍(敵軍)を寄せるまじ

又 王さまの御企画で

せぢ高き人(神女)を祈りて

八重座杜の

真石らごを積みあげて

十百年末まで

又 名高いテニツギは

世の御叡慮を召し給いて

沖の漣に

石らごはおり上げて

十百年末まで

又 鳴り響く王さまは

世のお考えを召し給いて

沖の海の

真石らごを積みあげて

十百年末まで

又 聞得大君は

屋良座杜に来給いて

楚木の釘を差し給いて

十百年末まで

又 鳴り響くせぢ高き人は

八重座杜に来給いて

青木・すすきを留め（給えば）

十百年末まで

テニツギは尚清王の神号である。正確には天継アンヂラスエ末統ノ王ニセイ（『中山世鑑』卷五）
といい、天継ノ按司襲イ天とも呼ぶ。大君・精高子はここは聞得大君のことであるが、当時の聞得大

君は第二代の浦添王子月浦女の梅南（生没年未詳）であつただらうか。

一首全体の構成は六節から成り、第一節と第二節、第三節と第四節、第五節と第六節のように、二節ごとで対になっている。ただし、第一節に記す「とも、すへせいいくまよ十百末精軍寄せるまじ」は、以下の節では「十百末」の記載だけになっているが、各節で繰り返すうたわれた詞句である。内容は、まず第一・二節に尚清王の御叡慮・御企画で聞得大君を崇めて屋良座杜の石垣を積みあげたことをうたい起こし、続く第三・四節では尚清王を、最後の第五・六節では聞得大君を中心にうたつており、第一・二節の内容を承けて展開したものとなっている。すなわち、尚清王は世の想きやうぜ（国事についての考え。政治上の意見）をなし、その行動力と権力によって沖の濤に石垣（石塁）を築きあげたこと、他方、聞得大君はその屋良座杜に現われて、もてる靈力によって石垣の堅固なる呪術をなしたことを、うたいこめている。尚清王に命じられた四人の役人たちは、臣下の立場から国王と神女の双方に等しく敬意をほらいつつ、一首内に国王と神女の役割をきわめて整然に表現したものといえよう。注目すべきことは、第一、二節にみえる国王と神女との関係で、それは国王の御叡慮によって聞得大君を崇めるといふことである。屋良座杜築造の発願者は国王であり、神女はその守護者にすぎない。

とくにまた、国王の願意は、各節において繰り返すうたわれている。すなわち「十百末精軍寄せるまじ」は、一首全体のテーマとなっている文句であるが、『中山世鑑』巻五に記載されている「やらざもりにたち申ひのもの」によると、国王の礼拝の文句であつたことがわかる。おもろ詞書きのみせ

せるに対応するみせせる詞章のあとに、(へとも、すゑせいくさよせらやいて、とわうかなしむみはい
おかみめしよはる(百千年ノ後マデモ、敵軍寄セ来ルマイゾト、王様モ札拜シ給イ)とあるのがみ
のがせない(碑文の訳文は仲原善忠氏「やらざ杜城の碑文」に拠る。以下同じ⁽¹⁸⁾)。

この碑文には、(嘉靖卅二年みつのとのおうし五月四日つちのとりのへにきこゑ大君きみくのお
おれめしよわちへまうはらいめしよわちやるみせ、るに(嘉靖三十二年癸丑五月四日己酉ノ日ニ、聞
得大君、君々が下り給イ、落成式ヲ行イ給フタ時ノ神託ニ)と記し、次のようなみせせるがあるこ
とはよく知られている。

〔本文〕

やらさもりやへさもり

いしらこはましらこは

おりあけわちへつみあけわちへ

みしまよねんおくのよねん

世そふもり国のまでや

けらへわちへこのみよわちへ

たしきやくきついさしよわちへ

あさかかねと、めわちへ

まうはらてみよはらて

〔訳文〕

ヤラザ杜・ヤヘザ杜

石ヲ・真石ヲ

推シ上ゲ給イ・積上ゲ給イ

三島世ノ願イ・オ国世ノ祈リ

世襲フ杜・即チ国ノ要害ヲ

造リ給イ・企画シ給イ

ダシチヤクギツイ差シ給イ

アサカ・ゲン留メ給イ

野ヲ祓イ・濔祓イ

このあとにへて、いのりわしよはちやるけに（ト云テ、祈リ給フタノデ）とあり、このみせせるが聞得大君たち神女の祈りの詞章であったことがわかる。対語・対句を駆使したこのみせせると巻一三の一八のおもろとを比較してまず気づくことは、みせせるにみえる対語・対句がおもろでは二節に分離していることであろう。たとえばみせせる冒頭の「やらざもり・やへざもり」は、おもろでは「やらざもり」が第一節に、「やへざもり」が第二節に、の如くである。対語・対句の分離したこう

したあり方は、おもろにはよくみられる手法である。

このみせせるとおもろとの大きな相違点は、おもろに表現されている動作の主体者がみせせるには見出せないことであろう。みせせるには主語が省かれているのである。だが、屋良座杜城の築造という国家の大事業を遂げた主体者はいうまでもなく国王であった。神女たちの口から出された神託（神のことば）とは、全体的に敬語を用いており、主体者たる国王に敬意をはらった表現となっている。この点についてはすでに（神女即ち神ではなく、王に対してはむしろ王宮の女官意識に支えられていると言すべき）（池宮正治氏「ミセセルについて」¹⁹）という見解があるように、敬語表現は、国王のもとにいる女官としての意識が出たものである。とはいえ、みせせる全体の内容そのものは、国王の手がけた大事業の完成に至るまでを予祝的にのべた神のことばであった。だからこそ、このあとに続く国王のことばはみせせるを承けて（とも、すゑ精軍寄せらやい（百千年ノ後マデモ敵軍寄セ来ルマイゾ）と強気に満ちた願意となる。碑文の記事はまだ続き、国王のあとには（かみしものおんしけす（上下各地ノ按司、下司）の千万の御拝み、さらに（ちやうらうはうすた（長老、坊主達）の勢揃いの御祝が行なわれており、国をあげての盛大な野祓い（落成式）であったことがわかる。

ところで、みせせるからおもろを制作した四人の男性歌人たちは、国王の命をうけたとはいえ、おもろ制作は容易なことではなかったらしい。この尚清王の時代の作と思われる男性歌人たちのおもろは他に見出せない。だが、男性歌人が稀少だったわけではなく、さきに、『おもろさうし』の中には、

およそ三〇人の歌唱者の名告りをもつおもしろのあることやとくに巻八はおもしろ名人に関わる巻であることについて触れた。このことに注目した比嘉実氏の「おもしろ歌人の群像——ミニ宮廷歌人と漂泊の歌人たち——」(一九七六年)⁽²⁰⁾はおもしろ歌人像を浮上させている。比嘉氏の説くおもしろ歌人像というのは、(中央集権体制の確立以前に、地方地方に割拠している豪族に寄り添いながら権力者の長寿予祝、支配する土地を讃える歌謡を謡いつつ、ある者は権力者の庇護を受けてその土地に定着し、ある者は権力者を求めて漂泊する歌人の群れのいたこと)であり、(中央集権体制の確立によって地方豪族の周辺に存在したおもしろ歌人たちは、地方豪族の中央への転居に伴い国都に移住せざるをえなかつた)こと、および(おもしろ歌人の消息は尚真王時代ではほとんどだえていて、後の時代の音楽、歌謡との脈絡は何も解明されていない)ことという記述にあるように、ミニ宮廷歌人ともいうべく漂泊の歌人像である。

しかし、巻一三の一八のおもしろ作者である四人の男性歌人の場合、職業化した漂泊の歌人像ではなく、日頃国王に仕える王府の役人であった。臣下の立場からこのおもしろが制作されていることは述べたとおりで、これと同じく臣下の立場からうたわれたと思われるものが巻五の「首里おもしろ御さうし」にいくつか指摘できる。巻五には、鍋樽なべたる、ゆだきよい子、さはち子きよ、あかわり、島尻しまじり、まみちけ、まかるこ、あかともい等の個人の名告りをあげた歌唱者——男性歌人とみられる人々のおもしろが多数収められているが、これらとは別に、名告りのない次のようない出しの六首が注目される。

卷五の七三

〔本文〕

あおりやへかふし

一 おぎやかもいがおこのみ

まつなみはうゑさちゑ

ともゝすゑぎやめも

かみしもの

みもんするきよらや

又 あぢおそいがおこのみ

又 大きみはたかべて

又 きみくはたかべて

又 けおのよかるひに

又 けおのきやかるひに

又 すゑのわうやれば

〔訳文〕

一 オギヤカモイ(王)の御企画で

松並木を植え差して

十百年（千年）末までも

上下（国中）の

見物するそのすばらしさ

又 王さまの御企画で

又 大君（神女）を崇めて

又 君々（神女）を崇めて

又 今日の良き日に

又 今日の輝く日に

又 靈威なる王なれば

オギヤカモイ（尚真王）が松並木を植樹したことを讃えたおもろである。冒頭にいきなり「おぎヤカモイがおこのみ」とうたいだし、対句は「あぢおそいがおこのみ」となっているのは、卷二三の一八の冒頭に「天つぎの御さうぜ」とあり、対句に「わうにせの御このみ」とあるのと対応し、ことばの違いはあるが同じ発想といえよう。さらに、このあとの「大きみはたかべて・対句きみくはたかべて」の文句は、卷二三の一八の「大きみはたかべて・対句せだかこはのだて、」と対応し、神女を崇めることをうたう。卷五にはこうした冒頭句をもち、神女を崇めることを表現した類型的なおもろ

が例にあげた以外に、六九、七一、七二、七六、七七番の五首がある。これらはすべて「おぎやかもい」をうたった尚真王の時代のおもろであり、国王の事業を讃美し、予祝祈願の意をのべた内容である。国王の側近くに仕え、国家的な事業に携わる者——おそらくは王府役人こそが制作しえたおもろであろう。巻五にみえる類型的な表現型式の六首は、神女以外の、王府の男性歌人の手になったものとみられるのである。

尚清王の時代に制作された巻一三の一八は、こうした先代のおもろに学んだものである。巻五のさきに示した類型的な表現型式の六首が手本になったことが考えられるのである。しかし、尚真王時代の作に比べると、巻一三の一八の方はたとえば対語をみても、御さうぜ——御このみ、たかべて——だててのように別のことばにおきかえており、単調になることを避けた表現が目立つ。対語・対句に変化があり、全体の構成と内容はさきに説いたように整然としており、はるかに詩的なものなのである。このおもろの他には、尚清王時代の男性歌人の作は見出しがたいが、まったく制作されなかったわけでもなからう。おもろ制作の力をもつ男性歌人は、尚清王の時代までは確かにいたのである。

男性歌人たちは、臣下の立場から、国王を讃美したおもろをうたい、その国王の守護神として神女をうたっているのであった。それでは、神女自身はどのようなおもろをうたったのであろうか。

四 神女と神

神女が神になりかわって神のことはを伝えたことは、王府編纂の史書や由来記などの記述にもうかがえる。『中山世鑑』巻四に記す尚宣威王の退位事件における神女の役割は有名である。国王の即位後、キミテズリ神の出現があり、慶賀のための儀式は、神女たちの旧例には異なるふるまいで始まった。異例な行動に国王をはじめ参列者の狼狽と緊迫の中で神女たち（君々・神々）は神託（託宣）のおもろをうたう。これを聞いた国王は即位後六カ月の在位期間で退いたという記述である。キミテズリ神の出現というのは、実際は神の依り憑いた神女であつたらしい。神の出現したというこうした記事はしばしば見出せる。

琉球の神については、『中山世鑑』巻一の「琉球開闢之事」が王府儀礼に関わる神々を体系的に説明しており参考となる。それによると、守護の神はキミマモンと称し陰陽二神の出自に分けられること、その二神とは天神のヲボツカグラの神と海神のグライカナイの神である。ここではキミマモンとは守護の神の総称となっており、したがって以下に示されているキミテズリ（天神）、新懸（海神）、荒神（海神）などの神々は王府儀礼の場における具体的な神名として説かれている。いつの時期に出現し、いかなる性格の神であるか、どれほどの期間託遊するかがわかる。しかし、『中山世鑑』（一六五〇年成立・向象賢編²¹）のこの記述の中には誤りが指摘されており、すべてを記述どおりに受け入れ

することはできない。たとえば、キミテズリに関する記述がよくとりあげられる件である。へキミテズリト申スハ天神也国主世継ノ後一代ニ一度出現有テ国主萬歳ノ寿ヲシ給神也二七ノ託遊也ヲモルハ其時ノ託宣也」と記すが、今日では、キミテズリについてへきみてつり（君手摩り）祭式の名。原注に「御拝の事」（六一―二九一）とある。「てつり」は手をすり合わせし拜むことをいう。神々が出現し、王の即位を祝福する祭式で、これを「きみてづりのももかほうごと（君手摩りの百果報事）」ということ、『おもろさうし』にみる限り、国王の即位後一代に一度というのはあたらなことが指摘されている（『おもろさうし辞典』）。

とはいえ、『中山世鑑』における神々の記事は、王府儀礼では神々（神女）が出現し託遊した時代であったことを語っているものである。しかし、こうした守護の神の出現はいつまでも続かなかつた。編者は（竊ニ念ニ）と加えており、その中で（今ハ世モ澆季ニ及人ノ心モ背驕奢邪漫ニシテ鬼神ヲ敬礼スルニモ無キガ如クニシ神事祭事ニモ懈怠疎意ナルニヤ守護ノ神モ現シ給ハズ）といい、守護の神の出現が編纂当時には失せていたことがわかる。このことは、のちに編纂された『球陽』（一七四五²²年）巻一で、同じく諸神出現の記事の結びに（託遊の俗、伝えて尚豊王の世に至るまで尚存する有り）（原漢文）とある付記によっても知りうる。尚豊王（在位一六二一―一六四一年）の時代というのは、国王の神号がこの国王を最後にして次代からはみえないし、『おもろさうし』の第三回目の編纂が行なわれた御代にあたる。のちに尚質王（在位一六四八―一六六八年）の時代になると、神女に

対する弾圧制策がとられ聞得大君の地位は王妃の次に格下げされている。神女たちが華々しく活躍した時代は、どうやら尚豊王の御代までであって、『おもしろさうし』全二二巻のうち二〇巻がこの時代に編纂されたことに結びつくのである。厳密に言えば、第三回目の大がかりな編纂事業が行なわれたこの尚豊王の時代、神女たちの活躍した王府儀礼は、すでに急速に衰退しはじめていたのではなからうか。

このことについて、『おもしろさうし』にみえる君手摩りの百果報事に関する詞書きとそのおもしろい大きな手がかりになる。また、王府編纂の史書や由来記などにみえる神女や神々出現の記事が、この王府儀礼の解明に参考になる。神々の出現があり、王府の神女たちが華々しく活躍していた君手摩りの百果報事に関するおもしろは、「一 詞書きをもつおもしろ」で詳述したように、巻一二の「いろいろのあすびおもしろ御さうし」に集中して収録されていた。

全部で九例の詞書きとその詞書きのかかる一六首のおもしろ（巻一二の四三、四四、八一―九四番）がそれにあたることは前述した。詞書きとそのおもしろの巻一二におけるあり方にまず注目すると、次のことがらに気付く。第一に、日付をみると、その配列がほぼ年次順となっており、嘉靖二四（一五四五）年八月一九日の日付をもつ巻一二の四三から、万曆三五（一六〇七）年一〇月一五日の日付をもつ巻一二の九二、九三、九四まで整然としたあり方である。例外が一例（巻一二の八一）だけみえるが、これは続いて収められている巻一二の八二、八三の二首と順序が入れかわるもので、配置が大

大きく乱れるものではない。あとで示すように、歌唱者である神女の地位が異なるこの両方の入れかえには理由があつたものと思われる。第二に、一六首のおもろは、五首が尚清王（在位一五二七—一五五五年）、五首が尚永王（在位一五七三—一五八八年）、六首が尚寧王（在位一五八九—一六二〇年）にそれぞれ関わるもので、三代の国王に関わるおもろがほぼ等しい数で収められているといえる。

第三に、一六首のおもろの冒頭には、詞書きの記述に対応する神女名が名告られていることである。たとえば、卷一二の四三の場合、詞書きに〈聞得大君きこへの御前まへより給申候〉とあり、おもろの第一節の〈きこゑ大きみぎや すへゑらびやりおれわちへあんじおそいしゆ きみぎやせぢもちよわれ〉とかわれる冒頭句に深くかかわる。また、卷一二の八四、八五の場合、詞書きは一つで〈聞得大君きこへのみ御前まへ、煽りあおりやへのみ御前まへより給申候〉とあり、八四の第一節の〈きこゑ大きみぎや すへゑらびやりおれわちへ あんじおそいしゆ きみほこてちよわれ〉とうたわれる冒頭句、八五の第一節の〈きこゑあおりやへや せぢまさておれわちへ 世もつせぢ あぢおそいにおやせ〉とうたわれる冒頭句にそれぞれ関係がある。問題は、詞書きの記述とおもろとの関係をどのように解するかである。これについて、仲原善忠氏（『おもろ新釈』）は、詞書きの〈給申（候）〉というのは神女がうたつたのか、書きものを渡したのか、またこのおもろは神女自身の作か、他人の作か問題であると指摘したうえで、卷二の二四の注記によると〈給申〉は、おもろをうたつたと解される、として、おもろの冒頭句はうたい手の名告りとみなす。他方、詞書きやおもろにあげる神女名はその祭式、儀礼

の主宰神の地位にいたから神女の名で代表させて記したもので、歌唱主体は高級神女の下にいる神女層であり、詞章創造の担い手も神女層を想定することができのではないだろうか、と説く見解がある（玉城政美氏前掲「名人才モロをめぐって」）。これだと、詞書きをもつ神女おもろは冒頭句に名告る神女が第三者によってうたわれる立場であったことになり、名告りの神女がうたったおもろではなく、名告りの神女をうたったものいうことになる。

だが、詞書きを素直に読むと、〈給申〉はやはり神女がうたったとみるべきであろう。名告る神女は神が依り憑いており、おもろにみえる神女への敬語は、うたい手である神女が神の依り憑きであることを意識したものである。おもろをうたう神女に神が依り憑いていることは、たとえばさきに触れた巻一二の四三、四四のおもろは『中山世鑑』巻五にも収められていることが知られるが、そのおもろを記載する前文にもあらわれている。すなわち、〈嘉靖廿四年乙巳八月一九日天神キミテズリ出現有テ尚清王ノ御即位ノ壽ヲゾシ給ヘケル其壽祝ノヲオロ左ニ記ス〉とある記述で、おもろは天神キミテズリの出現で給ったものという。天神キミテズリは、『中山世鑑』巻一によると守護の神であり、四三の詞書きにみると聞得大君に依り憑いたことがわかる。このことはまた、巻一二の八八の詞書きに〈宣ん君のみ御前より給申候〉とあるのが、重複する巻四の五九に〈宣の君の御前の憑かり変わり召されし時に給申〉、同じく巻六の六に〈宣ん君の御前の憑かり変わり召され候時に給候〉とあっており、おもろをうたう時の宣ん君は神が依り憑いた状態であったことがわかる。

詞書きをもつ神女おもろの冒頭句にうたわれる神女名は、歌唱者である神女の名告りであった。神女は、国王の守護の神（すなわちキミテズリ）が依り憑いた状態であり、確認されるのは、その神女はすべてが王府の高級神女であったことである。尚清王時代の君手摩りの百果報事では聞得大君と君加那志、尚永王と尚寧王の場合はまったく同じ名の神女たち聞得大君、煽りやへ、差笠、首里大君、宣ん君が名をつらねている。第四の特徴として、このように一六首の神女おもろの歌唱者である神女たちが、すべて高級神女であったことがあげられよう。尚清王、尚永王、尚寧王の時代の、どちらにもまず王府最高神女である聞得大君がみえる。尚清王代の場合、他の二国王代に比べて、登場する神女は聞得大君と君加那志だけとなっている。嘉靖二四年と同二八年の二度に行なわれており、後者では日付の新しいおもろがさきになるといふ配列の乱れがある。卷一二の八一（嘉靖二八年十月二一日）と卷一二の八二、八三（嘉靖二八年十月十三日）とがそれで、卷一二における詞書きをもつおもろが年次順に収録されている中でこの二者だけが不順で異例となっているのであるが、おもろ歌唱者である神女の地位に目を向けると納得されるのではなからうか。同年同月で日だけが異なるおもろを、編者は地位の高い聞得大君のものをさきに据え、君加那志のものをあとに記したことを考えられる。神女の地位に留意しておもろを収録したらしいことは尚永王、尚寧王の場合にも顕著にあらわれており、聞得大君以下の神女たちが同じ顔ぶれでしかもまったく同じ順位で以下に煽りやへ、差笠、首里大君、宣ん君の配列となっている。偶然ではなからう。これは、『おもろさうし』の神女おもろの

巻で、巻題にたてた神女名の順序とも重なるあり方であるのがみのがせない。巻一、三に「聞得大君」、巻四に「煽りやへ・差笠」、巻六に「首里大君・宣ん君・君加那志・百度踏み揚がり・君の頂」という神女名があがっており、尚永王、尚寧王の場合の五人の神女は、『おもしろさうし』の巻題にある神女と同一の順序となっているのである。これは編纂当時における神女の地位関係が反映されたものと思われる。

首里王府の高級神女について、詳細な点で不明なことは少なくない。聞得大君以下の三十三君とよばれる神女たちの名称やその歴代の継承者、格の昇降、知行高などの記録が、『女官御双紙』（一七〇六一―一七二三年頃の成立）の下巻にある。それには、聞得大君・あふりやゑ・さすかさ・しよりおほきみ・うわもり・きみとよみ・うしかけ・せのきみ等々の神女名が三十近くあげられている。⁽²³⁾ その名のほとんどは『おもしろさうし』に見出せるが、関連するおもしろの数に神女によってさまざまである。三十三君の記事にみる神女名の順序は『おもしろさうし』の巻題にあらわれた神女名と首里大君までは等しいが、以下は宣ん君までの間に巻題に表われない三神女名が記されている。『女官御双紙』の編纂は『おもしろさうし』より約一世紀後のもので、『おもしろさうし』における神女については、やはり『おもしろさうし』内部におけるあり方が貴重な手がかりであろう。

『おもしろさうし』に収められている君手摩りの百果報事関係のおもしろは、その国王の時代のもっとも高位にあった神女たちがうたったおもしろであった。尚清王の時代の場合、他の二国王とは異なり、

煽りやへ以下四人の神女がみえずに君加那志となっているのは、古くは聞得大君に次いで君加那志の活躍があつたことを語るのではなからうか。君加那志は卷六の巻頭では首里大君・宣ん君に次いで名が立てられており、しかも卷六収録の総数五四首のおもろのうち、三五首（君良しの名のある二首を含むと三七首）の多数が君加那志関係のおもろである。⁽²⁴⁾ 君加那志について、「君がなし」の实体はわからない。聞え大君、あおりやへ、さすがさ、首里大君等すべて君の階層に属する神女でそれぞれの呼び名がある。ところが君がなしだけは、単に「君」というているのは何故か。しかも彼女は剣をはいていることが六の二四にも出ている。そして彼女が稲の穂祭にも関係あることは六の四〇でもうかがわれる。われわれが今いい得ることはこの程度である（仲原善忠氏『おもろ新釈』）と説かれ、『おもろさうし辞典』は〈神女の敬称〉とするのみである。だが、『女官御双紙』の三十三君には名があがつており、尚氏浦添王子朝喬の三女で阿波根親方の夫人がこの神職にいたことがわかる。その人の生没年は不明だが、〈尚清時代から尚寧時代にかけての神女である〉（宮城栄昌氏『沖繩のノ口の研究』）という。君加那志は、煽りやへや差笠、首里大君、宣ん君に並ぶ地位にあつた神女で、とくに尚清王時代に活躍したと考えてよからう。

さて、最後に、君手摩りの百果報事関係の詞書きの記事中で、一見して気付くことであるが、年月日の問題についてとりあげたい。まず、これまでに指摘してきた第一から第四までの特徴を確認することも含めて、次に示す「表Ⅰ」を参照されたい。

〔表I〕

卷二二における君手摩りの百果報事関係のおもろと詞書きの記事

巻番号	おもろ	関係国王	詞書きの年月日時刻	おもろの名告りの名	その他
43	尚清	尚清	嘉靖二四年 八月一九日寅	聞得大君	『中山世鑑』卷五に収録
44	尚清	尚清	嘉靖二四年 八月二五日午	聞得大君	『中山世鑑』卷五に収録
81	尚清	尚清	嘉靖二八年一〇月二一日	聞得大君	重複卷二二の一六
82	尚清	尚清	嘉靖二八年一〇月二三日午	君加那志	『中山世鑑』卷五に収録
(83)	(尚清)	(尚清)	(嘉靖二八年一〇月二三日午)	君加那志	『中山世鑑』卷五に収録・重複卷六の四四
84	尚永	尚永	万曆 六年一〇月一五日	聞得大君	重複卷二二の二二
85	尚永	尚永	万曆 六年一〇月一五日	煽りやへ	
86	尚永	尚永	万曆 六年一〇月一九日	差笠	
87	尚永	尚永	万曆 六年一〇月一九日	首里大君	
88	尚永	尚永	万曆一五年一〇月一八日申	宣ん君	重複卷四の五九・六の六・二〇の四九
89	尚寧	尚寧	万曆三五年一〇月一〇日丑	聞得大君	重複卷三の六三
(90)	(尚寧)	(尚寧)	(万曆三五年一〇月一〇日丑)	大君(聞得大君)	重複卷三の六四
(91)	(尚寧)	(尚寧)	(万曆三五年一〇月一〇日丑)	煽りやへ	
92	尚寧	尚寧	万曆三五年一〇月一五日丑	差笠	重複卷四の五三

94	93
尚寧	尚寧
万曆三十五年一〇月一五日丑	万曆三十五年一〇月一五日丑
宣ん君	首里大君
重複卷四の六〇・六の七・二〇の五〇	重複卷四の五八・六の五・二〇の四八

(注) おもろ番号をカッコで囲んだ卷二二の八三・九〇・九一の三首は、君手摩りの百果報事に関わるものか明確ではない。しかし、八一から九四までのおおかたが、ほぼ年月日順に配列された君手摩りの百果報事関係おもろの群れであることから、同様のものと想定される。八三は、『中山世鑑』に八二とともに収録されており、八二と同日のものとみなされる。八二の詞書きは、八三までかかるものであろう。九〇は、冒頭の名告りに「大君」とあり、さきの八九と同じく聞得大君のことと考えられる。八九の詞書きは九〇までかかるものであろう。なお、重複おもろが、卷三の六三、六四と連続記載されているのも手がかりになる。九一は、詞書きをもたずまったく不明であるが、この一首だけがまわりと無関係であったとは考えがたい。九一の煽りやへのおもろを含めると、尚永王の時代の君手摩りの百果報事関係にみえる神女名とまったく同じメンバーであり、やはり九一も君手摩りの百果報事関係の一首であったとみた方がよい。

表の詞書きの年月日欄をみるとわかるように、君手摩りの百果報事は、国王一代に二度行なわれた例があり、必ずしも一度きりというのではない。しかも尚清王は即位一九年と二三年にあたる年に、尚永王は即位六年と一五年にあたる年に行なわれているので、必ずしも即位後すぐに行なわれたのではない。国王即位にともないまもなく神の出現したという記録は『おもろさうし』にはみえないが、『中山世鑑』巻四に、尚円王即位の翌月に守護の神、同じく巻五に、尚清王即位の翌月に天神アフキラノカミの出現があるだけで、即位翌月というまもない時期のこれらの神の出現は、ともに新王の神

名命名のためであって、ここにキミテズリの神の名は出てこない。キミテズリ出現の記事は、『中山世鑑』に二カ所みられ、一つは巻四の尚円王（成化六年即位）の御代、成化九年三月九日に天神キミテズリの出現があり（慶賀）を給ったということ、他の一つは同巻の尚宣威（成化一二年即位⁽²⁵⁾）の御代、（御即位ノ年ノ二月）（正しくは翌年二月⁽²⁶⁾か）に陽神キミテズリの出現があり、その出現を国王は（是ハ必定我ガ慶賀ノ為ニヲリサセ給神ニテゾアルラント悦思召テ）という部分である。両記事に共通する重要な点は、キミテズリの出現が国王の（慶賀）に関わるということ、そして、その出現したという年度が一定していないことである。こうした点は、『おもろさうし』にみえる君手摩りの百果報事の記録とは似かよっているようだ。

表をみると、君手摩りの百果報事の行なわれた年度は一見不定なあり方である。だが、これを月日に目を向けると、時期の早い尚清王の八月一九日（巻二二の四三）と八月二五日（巻二二の四四）の二例を除き、以降はすべて一〇月という共通した月となっている。しかも万曆一五年（巻二二の八八）を除くと、他の場合は同じ月に二度行なわれている。年月日のこうしたあり方に注目して、（即位の年に、あるいは即位のために、忽然と出現する神ではなく、定期的に現われる神であつたらしい。その月のうちに一週間くらいの間において、二度行なわれている）（池宮正治氏「祭儀の時間」⁽²⁷⁾）という見方が提出されている。その論稿の中で、君手摩りの百果報事の性格について、（その字面の意味からも察せられるように、君々が祈り（てづり）、王に百果報を奉る儀礼、別のことばで言えば、呪

的に王権を強化する祭事だったと思われる」と結論づけているのは、的確な把握であろう。ただ、「君手摩り」の語に君々が祈るといふ原意があつたとはいへ、おもろ詞書きや『中山世鑑』などの記述においては、神名として用いられているとみるべきである。

おもろの内容からみても、国王に百果報を奉る儀礼であつたことは理解しやすい。たとえば、一首内の繰り返し部分にはとくに心情表現が顕著であるが、卷二の四三に「按司襲いしゆ君ぎやせぢ持ちよわれ（国王こそ神女の靈力を持ち給え）」、八三に「成さい子思いに島が命みおやせ（国王に島の命を奉れ）」、八五に「世持つせぢ按司襲いにみおやせ（世を守護し支配する靈力を国王に奉れ）」などが明瞭である。神と人（ここは国王）との間を往来することのできる神女は、神の世界（おぼつ）から靈力（せぢ）を降ろして、国王に奉ることをしばしばうたっているものであり、王権を呪的に強化したことがわかる。一方、一首内の末尾部分には全体をうたいおさめるように予祝的表現がみえており、たとえば、卷二の八四に「吾が守る按司襲い天（が）」下糸掛けてちよわれ（私の守護する国王は天下を支配してまします）」、八五に「按司襲いや今からどせぢ勝てちよわれ（れ）」（国王は今からこそ靈力勝れてまします）」、八六に「按司襲いと百末君栄てちよわれ（国王こそいつまでも神女と調和してまします）」などの如くである。予祝的な内容であり、神女が国王の御代の行末を慶賀したといえる。

ところで、君手摩りの百果報事は、尚清王の二度目（卷二の八一、八二、八三）の頃から一〇

月」という定まった月に行なわれているのだが、どうしてだったのか、という大きな疑問が残る。尚清王の一度目（巻一二の四三、四四）は八月である。また、さきに示したように、『中山世鑑』におけるキミテズリ出現に関する二例は、三月（尚円王）と二月（尚宣威王）のことであった。早い時期には一定した月（一〇月）とはなっておらず、まったく不定期の儀礼であったのだろうか。それとも元来不定期に行なわれた儀礼であるが、『おもろさうし』に収められた関係おもろがたまたま（一〇月）という共通した月であったのだろうか。

君手摩りの百果報事において王府の高級神女たちはそれぞれおもろをうたったことがわかるのであるが、神女たちが勢揃いで、国王のための、定期的に行なわれた儀礼であったのならば、『おもろさうし』以外の王府の記録にも残ったにちがいない。だが、王府の儀礼あるいは年中行事には君手摩りの百果報事に関する詳しい記録は見出せない。たとえば、『琉球国由来記』（一七一三年）巻一の「王城之公事」の「十月」の記事にも載っていない。王城内における一〇月の年中行事あるいは儀礼としては、衣替、竈廻、粟初種子、上表渡、渡唐衆御茶飯があげられているだけで、君手摩りの百果報事に直接関わる記録はない。いったい、どういうことだろうか。

『琉球国由来記』の王城内の記録には見出せないが、各地の祭祀について記した同じく巻一五の国頭間切辺戸村の「アフリ嶽」に関する次の記述が重要な手がかりになるように思われる。

昔、君眞物出現之時、今歸仁間切、アフリノハナニ、冷傘立。時コバウノ嶽ニ冷傘立、又アフリ

嶽ニ立ト、申傳也。神道記ニ曰。新神出給フ。キミテズリト申ス。出ベキ前ニ、國上之深山ニ、アフリト云物、現ゼリ。其山ヲ即、アフリ岳ト云。五色鮮潔ニシテ、種々莊嚴ナリ。三ノ岳ニ三本也。大ニシテ、一山ヲ覆盡ス。八九月ノ間也。唯一日ニシテ終ル。村人飛脚シテ、王殿ニ奏ス。其十月ハ、必出給フ也。時ニ託女ノ裝束モ、王臣モ同也。鼓ヲ拍、謳ヲウタフ。皆以龍宮様ナリ。王宮ノ庭ヲ會所トス。傘三十餘ヲ立ツ。大ハ高コト七八丈、輪ハ徑十尋餘。小ハ一丈計（『琉球史料叢書』二に拠る）。

アフリ嶽は神名をカンナカナノ御イベというが、その嶽に昔は涼傘の立ったことを伝え記したものである。昔、君真物が出現する時にはまず、今帰仁間切のアフリハナに涼傘が立ち、その時に同じく今帰仁間切のコバウノ嶽に立ち、さらにこのアフリ嶽に立ったという伝えである。このことは『琉球国由来記』の同じく巻一五の今帰仁間切今帰仁村の「コバウノ嶽」にも記されている。若干、具体的な記述があるのでこれもあげてみよう。

謝名村ニ、アフリハナト、云所アリ。昔、君真物出現之時、此所ニ、黄冷傘立時ハ、コバウノ嶽ニ、赤冷傘立、又コバウノ嶽ニ、黄冷傘立時ハ、此所ニ、赤冷傘立ト、申傳也（『琉球史料叢書』二に拠る）。

赤や黄の冷傘とは色も鮮かであるが、この部分はさきに記した「アフリ嶽」に引用されている「神道記」ではもっと詳しい描写となっていた。五色鮮潔にして種々莊嚴であり、三の岳（アフリ嶽を含

みシチャラ嶽、宜野久瀬嶽の三嶽のことであろう。古くは安須杜といい今では辺戸岳と呼ぶ。『角川日本地名辞典47』「辺戸岳」の項参照⁽²⁸⁾に二本立ち、大きな冷傘で一山を覆い尽くすという。山を覆い尽くしたという冷傘の実態は何であったのか。幻視のもののようにも思われるが、まったくそうではなかったらしい。後の時代、尚育王（一八三五年即位）の六年三月一四日、王城に涼傘の象有りと⁽²⁹⁾して、『球陽』巻二に次の記事が出ている。

是の日酉刻、高阿佐那西方に於て、金黄色の涼傘の模様有り。高く其の旗より揚り、漸を逐ふて降下し、殆んど旗竿の半際に及びて、変じて月色と為する。此くの如くして五たび見ゆ（原漢文。

『球陽読み下し編』に拠る）。

酉の刻とは暮れにあたり、五時から七時頃になる。首里城内東側にある高アザナの西方というから、方角としては城内の上空における現象であつたらしい。色や形の変化していることからおそらくは天体（気象）現象によるものであつたにちがいない。首里王府時代の人々には莊嚴な冷傘がはっきりと見えたのであろうか。⁽³⁰⁾

さきにあげた「アフリ嶽」の説明に引用されている「神道記」とは、袋中上人の著した『琉球神道記』（一六〇八年までに成立）のことであり、文はそっくりそのまま引用されたものである。一六〇三年から一六〇六年まで那覇に滞在したという著者の袋中上人が記したこの記事は、『球陽』の外巻である『遺老説伝』（一七四五年）巻一にほぼ同じ内容で収められている。⁽³⁰⁾注目したいのは、キミテ

ズリという新神の出現する前に、八、九月の間、国頭の深山にアフリが現われたこと、すると村人は飛脚で王殿に奏したこと、そして〈其十月〉はキミテズリが〈必出給〉うたことである。すなわち、『おもろさうし』にみえる君手摩りの百果報事という儀礼は、王府の年中儀礼の記録には残らないが、『琉球神道記』巻五の琉球国神道を記す「キンマモン事」において、また『琉球国由来記』巻一五の各處祭祀を記す巻において、関連の深い記事が残っているといえよう。今帰仁村のコバウノ嶽や辺戸村のアフリ嶽は涼傘の立つことが説かれており、双方の記事に〈昔、君真物出現之時〉とある。君真物は守護の神のことであり、出現する琉球のさまざまな神々を総称した呼称で、ここではキミテズリという新神もまた君真物であったと解される。君真物の「君」は、おもろではもっぱら神女のことをいい男性に用いられた例はない語で、聞得大君、君加那志、宣ん君、君の頂など君の付く神女名が多いように、神女にかかわる意をもつことが考えられる。「真物」は、おもろでは、勝れたる者、超人的な者をさすといわれ、おもろの真物まものちやら、真物世まものよの主ぬし、真物若まものわかてだという語例や、国王の神号に大真物、中之真物、勢治高真物などとみえる例によると、一般に男性に用いられた語となっている。「君」が冠せられて、「君真物」という呼称には、女性（神女）のイメージが加わったといえよう。君真物の出現に関する記事は、『中山世鑑』や『琉球国由来記』や『球陽』などに集めることができ、実際は聞得大君をはじめ神女たちに依り憑いた神であったことがわかる⁽³¹⁾。

辺戸村のアフリ嶽は古くは安須杜と称した一頂で、安須杜は琉球開闢神話の中で阿摩美久神がまず

最初に作ったという杜で、琉球王国の重要な聖地であった。その地に冷傘が立つとその一〇月には必ずキミテズリ（守護の神すなわち君真物）が出現したのである。その時の首里城内における儀礼は、実に盛大で華かなものであった。託女（神女）も王臣も同じ装束であり、鼓を拍ち、謳をうたい、龍宮の風であったと記す。儀礼の場となった王城の庭に、大小の傘（冷傘）三十余の立ち並んださまも壯観であったにちがいない。

君手摩りの百果報事関係のおもろは、すなわち、この時にうたわれたものと考えられるのである。

一〇月という月に行なわれたこと、神女と王臣が参列した国家的な規模の儀礼であったこと、および君手摩りという共通する呼称のみえることが、両者を結びつける要素となっている。そして、新神という君手摩りの出現は毎年のことではなかった。出現しない年のあったことが考えられ、年度が定まらないという点からは不定期ともいえる儀礼であったろう。八月から九月の間に国頭の聖地にアフリ（冷傘）が現われた年に限って、しかもその一〇月という月に行なわれたのである。王府の年中行事の記録には、一〇月一日に冬衣に更えることを、康熙六（一六六七）年二月二八日に定めたという記事がある（『琉球国由来記』巻一・王城之公事³²）。後世の尚質王の時代のことであるが、これを参考にすると、一〇月という月は冬のはじまりでいわば新しい季節の到来といえる。君手摩りを（新神）と説くことと何らかつながっているのではあるまいか。

新神である君手摩りの依り憑いた神女は、（国王萬歳ノ寿ヲシ給神）であり、君手摩りの百果報事

おもろはその神女自らがうたった呪的詞章であった。君手摩りの出現時には〈二七ノ託遊也〉へオモロハ其時ノ託宣也と記すように、二週間にわたって神遊びが行なわれ、おもろという託宣があったのである。

おわりに

『おもろさうし』にみえるおもろ詞書きとそのかかるおもろは、おもろがうたわれ、育くまれた背景について、具体的なことを知りうるきわめて貴重な手がかりであった。集中に全部あわせて一七例にすぎない詞書きの記述は、そのおもろのうたわれた年月日や場や歌唱者を明記したもので、いずれも首里王府つまり国王や王府の高級神女に直接関わるものであった。聞得大君をはじめ神女たちは、ある時は国王や臣下たちに崇められておもろにうたわれ（巻二三の一七、一八）、またある時は守護の神が依り憑いて自らがおもろをうたう（巻二二の四三、四四、八一から九四など）。おもろにおける神女の役割は実に大きく、しかし、いまだ明らかでないことが多い。国王のおなり神的存在ともいわれる聞得大君について、国王との関係がおもろにどのようなにあらわれているかを確認してみた。

尚真王自らのうたったという巻二三の一七において、〈大君は崇^{たか}べて〉の語句に留意してみると、聞得大君に守護神としての役割を要請する国王の心持ちが見出せた。聞得大君を崇めることをうたったおもろにはこれ以外でも必ず国王が登場しており、国王のおなり神である聞得大君が、国王の意志

をうけて神女の持てる靈力を發揮したことがわかる。聞得大君は王府の最高位に立つ神女といえども、現実には国王の権力を補強する立場であって、国王の意志を超える地位ではありえなかったといえよう。

また、国王の臣下たちは、臣下の立場から、国王の〈御想まうぜ〉〈御このみ〉によって成る国家的な大事業を讃え、神女を崇めて、国王讃歌のおもろをうたった。尚清王時代、四人の役人の制作したという巻一三の一八はそうした一首である。対の節をくくると全体は三段から成るきわめて整然としたおもろで、第一段に国王と聞得大君、第二段に国王、第三段に聞得大君、を中心にうたい、展開的な構成であった。王府の役人であるおもろ制作者——男性歌人の手に成ったとみられるおもろは、この一首以外に、とくに巻五に集中する類型的な表現の数首を拾うことができた。およそ三〇人のおもろ歌唱者の名告りのあるおもろを含めて、神女がうたったおびただしい数の女歌の流れとは別の、歌数は劣るようだけれども、男性歌人がうたった男歌の系譜が考えられるのではなからうか。そしておそらく、その系譜は、神女勢力の衰退するにつれて、神女おもろの歌唱までもゆだねられることになる、王府の御唄（神歌）隊へ流れつ（33）いたとみられる。

さらに、巻一三の一八のおもろには君真物の依り憑いた聞得大君のみせせるが記録に残っており、神女と神との関係がうかがえた。同様に、君手摩りの百果報事に関わるおもろは、聞得大君をはじめ君加那志、煽りやへ、差笠、首里大君、宣ん君ら王府の高級神女が、国王のための百果報の儀礼において、神女自らのうたったもので、君真物の依り憑いた神女のおもろと考えられた。君真物というの

は、守護の神を総称した呼び方で、君手摩りの百果報事という儀礼においては、君手摩りは、もともと君（神女）の手摩り（祈り）という意があるが、国王のためにもろもろの果報があるように神女たちの祈る儀礼——君手摩りの百果報事において、のちに神の名として用いられた語であった。新神といわれる君手摩りの出現の前には、重要な聖地の一である国頭のアフリ嶽にアフリ（冷傘）が立つという不思議な現象が起こる。その年の一〇月には君手摩り（君真物）が必ず出現したと語る『琉球神道記』や『琉球国由来記』の記事は、君手摩りの百果報事関係のおもろに結びつくことが考えられた。

卷一二における君手摩りの百果報事関係のおもろのあり方は、ほぼ年次順に並んでおり、とくに卷末一四首はまとまって採録されていた。尚清王、尚永王、尚寧王の三国王の時代のもので、もつとも新しいおもろは万曆三五（一六〇七）年一〇月一五日の日付をもつ三首である。尚寧王に次いで即位した尚豊王（一六二二年即位）の時代以降、君手摩りの百果報事の儀礼が行なわれたかどうかはわからない。従来、卷一二を含む卷三以降の『おもろさうし』の二〇巻は、編纂年次不明の巻もあるが、尚豊王の御代（一六二三年）に成立したと考えられている。これらの収録するおもろには、君手摩りの百果報事関係おもろにみたように、編纂時の先代の国王のごく最近のものまで収められたことが確認できるのである。『おもろさうし』にみる華々しい活躍をした王府高級神女たちの世界は、尚寧王の頃までは確かに存続していたのである。尚寧王の神号を日賀末按司添（テダガスエ）、尚豊王の神号を天喜也末按司添（テングヤスエ）と伝えるが、次代の尚賢王以降の国王に神号は伝わっておらず、

神女勢力が強く作用していた時代の大きな境界であったように思われる。

『おもろさうし』の编者たちが、巻一、巻二のあとにさらに二〇巻を加えて、全二二巻の編纂を思い立たせるに至った主なる契機のひとつに、王府に保管された神女おもろ群の数々の存在が意識されたことがあげられよう。巻題にあげられている聞得大君、煽りやへ、差笠、首里大君、宣ん君、君加那志、そして百度踏み揚がり、君の頂の名をもつ神女たちは、王府のもっとも高級なる神女であった。

注

1 『仲原善忠全集』第二巻所収。一九七七年・沖繩タイムス社刊。

2 沖縄県立博物館監修尚家本おもろさうし第四分冊付録『解説おもろさうし』所収。ひるぎ社刊。

3 巻七の一〜二四番は聞得大君をはじめ一〇人の神女に関わるおもろである。せじ新君・おわかさ・君の頂・望月・おわもり、押笠・照る君・差笠・君加那志という神女たちで、このうちのおわかさを除き、他の九人は『女官御双紙』中の三十三君にあげられている。この二四首は、首里王府の神女歌謡群といえよう。

4 神女と神については、池宮正治氏の前掲「『おもろさうし』概説」に詳しい。注2参照。

5 『琉球大学法文学部紀要』第二二号所収。

6 『宜野湾市史』第四巻所収。

7 おもろ番号は、全巻の通し番号と巻ごとの巻番号との二通りがある。古く伊波普猷氏（『おもろさうし選釈』等）や仲原善忠氏（『おもろ新釈』等）のおもろ研究以来巻番号が用いられてきた。今日では新たに通し番号も用いられたところがあるが、本稿では先学の多用した巻番号を用いた。

8 外間守善・西郷信綱校注。一九七二年一月・岩波書店刊。

- 9 日本思想大系本『おもしろさうし』頭注。一部については、仲原善忠・外間守善編『校本おもしろさうし』（一九六五年十二月・角川書店刊）においても指摘されている。
- 10 重複おもしろの錯簡混入について、池宮氏は、主な箇所として卷二の他に(a)1ノ1から30までと3ノ32から60まで、(b)17ノ45から74までと18ノ1から30まで、(c)19ノ38から50までと20ノ51から63までの三カ所をあげ、(「いずれの箇所も番号の古いほうが混入部分であって、本来その巻のおもしろではない」と指摘する。これによると卷四の五四から六〇と卷六の一から七とは、卷四の方が本来の位置で、卷六の方は混人ということになり、卷四と卷六の表題に一致しない。卷四と卷六との重複のあり方は例外になるのか。
- 11 池宮正治氏「おもしろの船三題」一九七九年一月刊参照（『琉球大学法文学部紀要国文学論集』二三号所収。のち「真南蛮へ」の改稿で『おもしろさうし精華抄』一九八七年六月刊所収）。池宮氏は、このおもしろのうたわれた背景を、安全祈願は当然としても信字号船を「せぢあらとみ」と命名する儀式の行なわれたことを説いている。
- 12 仲原善忠氏「みせせる（神託）とおもしろ」参照（『おもしろ新釈』一九四七年五月刊。のち『仲原善忠全集』第二巻・一九七七年一月刊所収）。
- 13 拙稿『『おもしろさうし』書き改めと『混効験集』編纂について』参照（『南島史学』一一号・一九七八年一月刊所収）。
- 14 〈去程二其（即位の・筆者注）翌月五月守護ノ神出現有テ名ヲバ、金丸アンヂラスエ末統ノ王ニセイトゾ付給〉とある。
- 15 〈御即位ノ翌月正月十六日天神アフキラノカミヲリサセ給テ御名ヲバ、天継アンヂラスエ末統ノ王ニセイトゾ付奉給〉とある。
- 16 第二章「神女組織の確立と変遷」参照。吉川弘文館刊。

- 17 池宮正治氏前掲論文。注11参照。
- 18 『仲原善忠全集』第二卷所収。注12参照。
- 19 『琉球文学論』一九七六年六月・沖縄タイムス社刊所収。
- 20 『南島文学』一九七六年五月・角川書店刊所収。
- 21 『琉球史料叢書』第五卷・一九七二年四月・東京美術刊所収。また、『校正中山世鑑』一九八三年三月・沖縄県教育委員会刊がある。
- 22 『球陽』読み下し編は球陽研究会により一九七四年三月・角川書店刊。
- 23 『女官御双紙』に記す三十三君の神女名は、その神女名の認定のしかたによって数が異なる。これは、たとえば「聞得大君」には「峯間の聞得大君」「真和志の聞得大君」のような呼称もあり、また「あふりやゑ」には「恵良部あふりやゑ」「今帰仁あふりやゑ」のような呼称もみえ、こうした呼称を別名とするか、総称としてまとめるかによって神女の数に差異が生じる。宮城栄昌氏の前掲『沖縄のノロの研究』では(1)きこゑ大君(2)あふりやゑ(3)恵良部あふりやゑ(4)今帰仁あふりやゑ等の把握によって三七の神女名があげられている。この「あふりやゑ」「恵良部あふりやゑ」「今帰仁あふりやゑ」を「あふりやゑ」でまとめて数える方法をとると、神女名は二八となる。
- 24 卷六所収のおもろは、総数五四首のうち、首里大君五首、宣ん君二首、君加那志三七首(うち君良し二首)、百度踏み揚がり九首、君の頂一首というあり方でまとまっている。君加那志関係おもろが圧倒的に多く、続いて百度踏み揚がり関係おもろが多い。巻題になっている神女名の順序は関係おもろ数の多少とは無関係である。編纂当時の神女の地位関係による順序であろうか。
- 25 沖縄県教育委員会発行の『修正中山世鑑』巻四(一九八三年三月刊)に、(成化二二年)とあるのによる。『琉球史料叢書』巻五所収の「中山世鑑」には、(成化一三年)となっている。即位後六カ月で退位したと

いうことから（成化一二年）がふさわしい。

26 あとに出てくる（在位六箇月ニシテ御位ヲノガレテ）とある記述によると、即位年二月はあたらない。

27 前掲『おもろさうし精華抄』所収。

28 一九八六年七月刊。

29 『球陽』本卷（一七四五年完成）は、その後書き継がれて、尚秦王の二九（一八七六）年に及ぶ（正巻は二二巻、附巻は四巻）。したがって、この記事は書き継がれた巻にあたる。

30 『遺老説伝』巻一（一七四五年頃の成立）にも、アフリ嶽に涼傘の立つ記事がある。『琉球神道記』等とほぼ同じ内容であるが、表現面に差異があり、しかも若干付記もある。次にあげると、涼傘の立つくだりのあとに（未だ何故の事なるやを知らず）と記すのが気になる。

「往昔の世、新神将に出現せんとするの時、八、九月の間、必ず黄涼傘を阿武理花嶽（今婦仁村謝花邑に在り）に立つれば、即ち赤涼傘を公房嶽（今婦仁邑に在り）に立つ。或は黄涼傘を公房嶽に立つれば、即ち赤涼傘を阿武理嶽に立て、或は涼傘を阿武理嶽（国頭郡辺戸邑に在り）に立つる有り。一日にして消ゆ。即ち郡邑の人民、捷やかに王庭に報ず。其の涼傘為るや、五色已に彩り、煌々として清潔、巍峩として高大、一山を覆ひ尽くす。而して各設同じからず。未だ何故の事なるやを知らず。一〇月に至れば、必ず神の出現有り。則ち其の神及び諸臣、皆童宮の人の貌に扮し、城庭に聚会し、涼傘三十余把（高さ七八丈許、大きき五丈余或は一二丈計）を列建し、鼓を拍ち歌を唱ひて、以て神遊を為す」（原漢文。『球陽外巻遺老説傳』角川書店刊に拠る）。

31 君真物について、仲原善忠氏は「遠来神」とする（『おもろ新釈』「解説」）。遠来神にキンマモン（君真物）とニライの大王がある、と説き、キンマモンはまことの神、即ち最高の神を意味する、という。しかし、『中山世鑑』巻一「琉球開闢之事」の記事や、君真物その他の神の出現に関する記事を見ると、君真物

は守護神の総称と考えるべきものであろう。キミテズリ神、天神アフキラノ神、海神新ガ、リなど、これらもいわゆる君真物と考えられる。

32 「一日更ニ冬衣」の見出しで、〈自「今日」、至「三月晦日」、著「袷衣及絮衣」也。尚質王御宇、康熙六年丁未、潤二月二十八日、相定也〉と記す。

33 『おもしろさうし』の巻二二は、王府儀礼の時に使われるおもしろを集めた巻で、王府の下庫理に所属したおもしろ主取によって歌唱されたことが指摘されている。神歌隊の主取であるおもしろ主取については、池宮正治氏の「おもしろ主取家元祖由来記（解題）」（『宜野湾市史』第四卷所収）に詳しい。